

◆由利本荘市国土強靱化地域計画の概要

- ▶ 令和3年度から各省庁の補助金・交付金採択に関し、事業の地域計画登載を要件化
- ▶ 本市最上位計画：市総合計画新創造ビジョンの実施計画として位置付け

第1章 由利本荘市国土強靱化の基本的考え方

◆災害の規模・態様に関わらず、あらゆる災害を想定しながら、起きてはならない「最悪の事態」をもたらすおそれがある「脆弱性」を減らすため事前に取り組むべき施策を考える

- 1 策定の趣旨及び位置づけ
 - 平成25年12月「国土強靱化基本法」の公布・施行、平成26年6月「国土強靱化基本計画」が閣議決定
 - 地方公共団体は、国土強靱化に関し地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、法第13条の「国土強靱化地域計画」を策定できる
 - 国土強靱化地域計画は、基本計画との調和を必要とし、本市の国土強靱化に係る各種計画等の指針となる

2 計画の策定手順

- 国の『地域計画策定ガイドライン』STEP1～5に基づき策定



○ 基本目標

- いかなる事態が発生しても、
- ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
 - ④ 迅速に復旧復興がなされる
- とともに、本計画の推進を通じて
- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

○ 基本的な方針

- (1) 国土強靱化の取組姿勢
狭い意味での「防災」の範囲を超えてあらゆる側面から現状を分析、長期的な視野など
- (2) 適切な施策の組み合わせ
ハード対策とソフト対策、自助・共助・公助の適切な組み合わせなど
- (3) 効率的な施策の推進
施策の重点化、施設の効率的な維持管理など
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
地域の活性化やコミュニティの機能強化、要配慮者への配慮など

第2章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク…「大規模自然災害全般」（国の基本計画と同様）
- 2 脆弱性評価 …7つの「事前に備えるべき目標」のもと、28の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための本市施策の進捗状況・課題等を評価・分析

第3章 由利本荘市国土強靱化の推進方針

- 1 推進方針の策定
 - 脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、施策の推進方針を検討・整理
 - 併せて8つの施策分野に施策を分類して取りまとめ

第4章 計画の推進・進捗管理

- 1 施策の重点化
最悪の事態ごとに施策を重点化
- 2 計画期間
令和7年度まで
- 3 進捗管理
 - 指標・内容の両面から毎年度、進捗管理
 - 必要に応じて見直し

大規模自然災害が原因となる28の「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2 大規模津波等による死傷者の発生
	1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生
	1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
	2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
	2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態
	4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止
	4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3 農林水産業の停滞
6. 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態
	7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■ 想定するリスク「大規模自然災害全般」

■ 脆弱性評価（最悪の事態を回避するための施策の分析・評価）

「最悪の事態」ごとに重点施策を選定

※主な施策をピックアップ

1-1 住宅・公共特定建築物の耐震化、住宅用火災警報器設置
1-2 海岸保全施設等の整備・管理、津波避難計画の策定
1-3 河川改修等の治水対策、洪水ハザードマップの更新
1-4 火山防災協議会による火山災害対策、土砂災害ハザードマップの更新・周知
1-5 道路除雪等による冬期の交通確保
1-6 関係行政機関等による情報共有体制の強化、複数の情報伝達手段の整備等
1-7 自主防災活動の充実・強化、学校における防災教育の充実
2-1 県との共同備蓄物資の整備
2-2 通信手段の確保、自家発電機など電力の確保
2-3 消防施設等の計画的な整備
2-4 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等
2-5 災害拠点病院の業務継続体制の強化
2-6 健康危機管理能力の向上
3-1 市の業務継続体制の強化、職員の対応能力の維持・向上
4-1 幹線道路等の整備、道路の防災対策
4-2 電力施設・設備の強化、災害時における石油類燃料の確保
4-3 水道施設の耐震化、水道水利用のための施設整備の推進
4-4 下水道施設の老朽化対策
4-5 停電時の信号機減灯対策
4-6 電話施設・設備の強化
5-1 企業等における業務継続体制の強化
5-2 誘致企業における業務継続体制の強化
5-3 農林水産業生産基盤の耐震化、農林水産業生産基盤の老朽化対策
6-1 ため池ハザードマップの整備
6-2 農業・農村の多面的機能の確保
7-1 災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築
7-2 災害対応に不可欠な建設業との連携
7-3 共助組織の立ち上げ支援

■ 推進方針の策定

◆由利本荘市国土強靱化地域計画の概要

- ▶ 令和3年度から各省庁の補助金・交付金採択に関し、事業の地域計画登載を要件化
- ▶ 本市最上位計画：市総合計画新創造ビジョンの実施計画として位置付け

第1章 由利本荘市国土強靱化の基本的考え方

◆災害の規模・態様に関わらず、あらゆる災害を想定しながら、起きてはならない「最悪の事態」をもたらすおそれがある「脆弱性」を減らすため事前に取り組むべき施策を考える

- 1 策定の趣旨及び位置づけ
 - 平成25年12月「国土強靱化基本法」の公布・施行、平成26年6月「国土強靱化基本計画」が閣議決定
 - 地方公共団体は、国土強靱化に関し地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、法第13条の「国土強靱化地域計画」を策定できる
 - 国土強靱化地域計画は、基本計画との調和を必要とし、本市の国土強靱化に係る各種計画等の指針となる

2 計画の策定手順

- 国の『地域計画策定ガイドライン』STEP1～5に基づき策定



○ 基本目標

- いかなる事態が発生しても、
- ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
 - ④ 迅速に復旧復興がなされる
- とともに、本計画の推進を通じて
- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

○ 基本的な方針

- (1) 国土強靱化の取組姿勢
狭い意味での「防災」の範囲を超えてあらゆる側面から現状を分析、長期的な視野など
- (2) 適切な施策の組み合わせ
ハード対策とソフト対策、自助・共助・公助の適切な組み合わせなど
- (3) 効率的な施策の推進
施策の重点化、施設の効率的な維持管理など
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
地域の活性化やコミュニティの機能強化、要配慮者への配慮など

第2章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク…「大規模自然災害全般」（国の基本計画と同様）
- 2 脆弱性評価 …7つの「事前に備えるべき目標」のもと、28の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための本市施策の進捗状況・課題等を評価・分析

第3章 由利本荘市国土強靱化の推進方針

- 1 推進方針の策定 ○脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、施策の推進方針を検討・整理
○併せて8つの施策分野に施策を分類して取りまとめ

第4章 計画の推進・進捗管理

- 1 施策の重点化
最悪の事態ごとに施策を重点化
- 2 計画期間
令和7年度まで
- 3 進捗管理
○指標・内容の両面から毎年度、進捗管理
○必要に応じて見直し

大規模自然災害が原因となる28の「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2 大規模津波等による死傷者の発生
	1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生
	1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
	2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
	2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態
	4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止
	4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3 農林水産業の停滞
6. 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態
	7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■ 想定するリスク「大規模自然災害全般」

■ 脆弱性評価（最悪の事態を回避するための施策の分析・評価）

■ 推進方針の策定

「最悪の事態」ごとに重点施策を選定

※主な施策をピックアップ

1-1 住宅・公共特定建築物の耐震化、住宅用火災警報器設置
1-2 海岸保全施設等の整備・管理、津波避難計画の策定
1-3 河川改修等の治水対策、洪水ハザードマップの更新
1-4 火山防災協議会による火山災害対策、土砂災害ハザードマップの更新・周知
1-5 道路除雪等による冬期の交通確保
1-6 関係行政機関等による情報共有体制の強化、複数の情報伝達手段の整備等
1-7 自主防災活動の充実・強化、学校における防災教育の充実
2-1 県との共同備蓄物資の整備
2-2 通信手段の確保、自家発電機など電力の確保
2-3 消防施設等の計画的な整備
2-4 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等
2-5 災害拠点病院の業務継続体制の強化
2-6 健康危機管理能力の向上
3-1 市の業務継続体制の強化、職員の対応能力の維持・向上
4-1 幹線道路等の整備、道路の防災対策
4-2 電力施設・設備の強化、災害時における石油類燃料の確保
4-3 水道施設の耐震化、水道水利用のための施設整備の推進
4-4 下水道施設の老朽化対策
4-5 停電時の信号機減灯対策
4-6 電話施設・設備の強化
5-1 企業等における業務継続体制の強化
5-2 誘致企業における業務継続体制の強化
5-3 農林水産業生産基盤の耐震化、農林水産業生産基盤の老朽化対策
6-1 ため池ハザードマップの整備
6-2 農業・農村の多面的機能の確保
7-1 災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築
7-2 災害対応に不可欠な建設業との連携
7-3 共助組織の立ち上げ支援